

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分				
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪					有罪に係る人員及び金額						
					有	罪	無	罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 科 罰 せられた人員			罰 金		
														人 員	金 額	
外	内	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円						
申告所得税	外	-	2	2	1	-	-	-	1	1	1	24,000	申告所得税			
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
法人税	外	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	法人税			
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
その他	外	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	その他			
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合 計	外	-	4	4	1	-	-	-	3	1	1	24,000	合 計			
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	1	第 159 条	外	-	脱税犯規定	外	-
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	-	両罰規定	外	-
合 計	外	1	合 計	外	-	合 計	外	-

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分		酒税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分	
		免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒類製造者	酒類販売業者														
要件処理数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	1	14	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	検挙	
処理済件数	通告処分	外	-	1	15	17	-	17	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処理済件数
	告収税官吏	外	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告収税官吏	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額	
通告処 罰科相当額	外	-	43	2,386	3,026	-	3,026	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処 罰科相当額	

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分						
要件処理数	前年度から繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検挙	16
処理済件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分	処 理 済 件 数	
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		税官吏告
		発その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通知処分
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不告発
	処分前減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		処分前減
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額		
通告処分相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43 3,026	通告処分相当額		

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
要履行件数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済
	通告処分	外	-	1	15	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分
	計	外	-	1	15	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履行等件数	通告不履 行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行発
	通告後 訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴訟権消滅
	通告履 行	外	-	1	15	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履 行
	計	外	-	1	15	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本 年度 未済 件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年度 未済 件数
通告履行罰 科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰 科金額
通 相	外	-	43	2,386	3,026	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 相

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの									
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額				
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	132,262	-	-	15	132,262	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 2	81,587	-	-	-	-	-	外1 2	81,587	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 2	81,587	-	-	15	132,262	-	-	外1 17	213,849	-	-	-	-	-	
犯 則 者 が 判 明 し ない も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件	第15条第1項第1号	件	第27条第1項第1号	件	第23条第1項第1号	件	第27条第1項第1号	件
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第27条第1項第2号	-	第23条第1項第2号	-	第27条第1項第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-			第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
第28条第2号	-			第28条第2号	-	第24条第2号	-	第28条第2号	-
第28条第3号	-			第28条第3号	-	第24条第3号	-	第28条第3号	-
第28条第4号	-			第28条第4号	-	第24条第4号	-	第28条第4号	-
第28条第5号	-			第28条第5号	-	第24条第5号	-	第28条第5号	-
第28条第6号	-			第28条第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件	第21条第1項第1号	件	第19条第1項第1号	件	第12条第1項	件
第21条第1項第2号	-	第21条第1項第2号	-	第19条第1項第2号	-	第12条第3項	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-
第22条第1号	-	第22条第2号	-	第20条第1号	-	第13条第2号	-
第22条第2号	-	第22条第3号	-	第20条第2号	-	第14条第1項	-
第23条第1項	-	第22条第4号	-	第21条第1項	-		
		第23条第1号	-				
		第23条第2号	-				
		第23条第3号	-				
		第24条	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。